

添付資料① 長野県老人保健施設協議会 会則

長野県老人保健施設協議会会則

平成5年9月10日 制 定

平成19年4月1日 一部改正

2020年3月23日 一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、長野県老人保健施設協議会という。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を会長の所属する老人保健施設内に置く。

(目的)

第3条 この会は、長野県内の老人保健施設（以下「老健施設」という）が相互に連携を保ち、円滑な運営を図り、社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 老健施設に関する調査及び研究に関する事項
- 二 老健施設の管理運営の適正化と、その質的向上を図るための研究に関する事項
- 三 老健施設の地域社会における活動と普及に関する事項
- 四 社団法人 全国老人保健施設協会、地方自治体、関連諸団体等との密接な連携と調整に関する事項
- 五 その他のこの会の目的を達成するために必要な事項
- 六 これらの事業を展開するにあたっては、長野県衛生部・社会部の指導、協力を得て行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 この会は、老健施設の代表者（代表者はその施設の開設者又は管理者とする。但し、特段の事情のある場合は、当該開設者が指定する者も可とする。）をもって会員とする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、会長あてに入会申込書（様式第1号）を提出し、理事会の承認を経たのち、会員として登録する。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 この会を退会しようとするものは、会長あてに退会届（様式第2号）を提出して、退会することができる。

第3章 役員

(役員)

第9条 この会に、次の役員を置く。

理事 12名以内（設立主体別、地域別、運営経験等を考慮して選任）

監事 2名（全県下より選任）

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長とする。

(役員職務)

第10条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにはその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、会の事業及び会計を監査する。

(役員選任)

第11条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、原則として2年間とし、また、会長は2期4年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じ、補欠役員が選任されたときの任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この会に功労のある者又は学識経験ある者の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員任期と同じとする。

3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることができない。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 会議は、定期総会、及び臨時総会とする。

(総会)

第15条 定期総会は毎年2回、臨時総会は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議決定する。

- 一 事業計画・予算計画
 - 二 事業報告・収支決算報告
 - 三 その他重要事項
- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。
 - 3 会議の議長は、出席正会員の中から選出する。
 - 4 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 やむを得ない理由により、総会が開催できない場合、議事は、会員の過半数の書面表決書をもって決する。

(理事会)

第16条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集するものとする。議長は会長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 3 やむを得ない理由により、理事会が開催できない場合、議事は、理事の過半数の書面表決書をもって決する。

第6章 会 計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費・事業の収入その他寄付金等をもってこれに充てる。

- 2 会費の額及び徴収方法並びに会計処理については、理事会の承認を得て別に定める。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則 1 この会則は、平成 5年 9月 10日から施行する。

- 2 この会の設立初年度の会計年度は、第18条の規程にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付 則 この会則は、平成19年4月1日（一部改正）から施行する。

付 則 この会則は、2020年3月23日（一部改正）から施行する。